

名古屋市教育委員会定例会

令和 8 年 4 月 24 日
午前 10 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について（議案第 1 号）
日程 2 名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について
（議案第 2 号）
日程 3 令和 9 年度使用教科用図書採択基本方針について（議案第 3 号）
日程 4 令和 9 年度使用教科用図書採択の流れについて（協議題第 1 号）
日程 5 工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分について
（報告第 1 号）

出席者

杉 浦 弘 昌 教育長
山 本 久 美 委 員
中 谷 素 之 委 員
園 田 理 委 員
南 田 あゆみ 委 員
小 西 由樹子 委 員

教育次長始め、事務局員 18 名 ※傍聴者 0 名

（杉浦教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。
本日は、南田委員がオンラインでの出席であります。
定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

本日の案件は、議案が 3 件、協議題が 1 件、報告が 1 件となります。

（杉浦教育長）

それでは、日程第 1、議案第 1 号「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

（水谷総務課長）

日程第1「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」ご説明を申し上げます。

この改正は、同時に個人貸出しをすることができる図書の冊数を増やすことに伴いまして、貸出冊数の上限について規定を整備するものでございます。

現在、個人の貸出冊数は6冊を上限としておりますけれども、改正後は10冊を上限といたします。また、年末年始の長期休館等、館長が特別の事由があると認めるときは、現在、個人の貸出冊数を通常の6冊から10冊まで増やすことができますところ、改正後は20冊まで増やすことができることとします。

また、自動車図書館における個人貸出しは、8冊の上限を12冊といたします。施行期日は、令和8年7月1日でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(杉浦教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思っております。

(小西委員)

10冊というのは、どなたか利用者からの要望が何かあって変えられたのかというのと、他の地方自治体との整合性を教えていただけますでしょうか。

(宮村鶴舞中央図書館副館長)

利用者からの要望というのは一定程度ございます。毎年窓口でアンケートを取っておりますけれども、いつも30件くらい貸出冊数を増やしてほしいという要望がございます。実際、窓口で貸出等の現場を見ていると、たくさん借りられたい方だと、ご自身の6冊では足りなくて、お連れのご家族の方の貸出券もお使いになる方もいらっしゃいますので、特にご家族を中心にニーズはあろうといったふうに思っているところでございます。それから政令市の状況ですけれども、14市が10冊貸出を行っております。10冊に満たない貸出冊数である政令市は、現在名古屋だけという状況ですので、今回改正をお願いしておることとさせていただきます。

(南田委員)

現在の利用の状況をお聞かせいただきたくて、一人何冊くらいが平均なのかを教えてくださいと思います。

(宮村鶴舞中央図書館副館長)

貸出冊数、6年度の実績ですけれども、全体で約837万冊余の貸出冊数がございます。貸出ということで利用していただいた方の数が266万冊ということ

になっておりますので、割り算すると一人あたりだいたい3.14と、そういう数になっております。

(南田委員)

これを機会により多くの本を借りていただけるような対応をぜひ進めていただければと思いました。

(中谷委員)

自分の方からは経緯というか、増えているのか減っているのか推移はどうかということと、本市の図書館では電子化を進めておられると思うのですが、電子化の増減ということについては、たぶんこれ電子化されると貸出冊数には入ってこないですね。そのあたりはいかがかということです。

(宮村鶴舞中央図書館副館長)

経緯でございますけれども、貸出冊数そのものは、ここ3年間微減という状況でございます。現在の6冊となりましたのが、平成11年、3冊から6冊になったという経緯があって、それからずっと6冊が続いてきていると、そういう状況になっています。電子図書については別に冊数を数えておりますが、図書館としても、様々な障害のある方に配慮するということもございまして、来館せずにご利用いただける機会を広げていきたいといった考えはございまして。とはいえ、やはり実際に紙の本を借りたいというニーズが多くございまして、電子図書の普及も進めてまいりたいとは思いますが、今回紙の図書の方も増やしてまいりたい、少なくとも他の政令市並みにしたいということで、今回お出しさせていただいたものでございます。

(中谷委員)

経済的に苦しいご家庭とか、様々最近の状況というのはあると思うので、ぜひ公共図書館には資源としての本は備えていただきたいと思うのと、もう一つは若い世代ほど電子には慣れていると思うので、そちらの方の充実も図って、そこもあわせてまた報告いただいたり議論する機会があるといいのかなと、これから、そういうふうを考えました。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

他にご意見もないようでございますので、議案第1号「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案のとおり可決してよ

ろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)

それでは、日程第2、議案第2号「名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(長谷川総務部子どもいきいき学校づくり担当課長)

第2号議案は、小学校の通学区域の設定と中学校の通学区域の変更につきましてご審議いただくものでございます。

小規模校である浮野小学校と平田小学校の統合によって新しく開校する小学校につきまして、令和8年2月市会において、校名を「ひなた小学校」として議決されたものでございますが、そのひなた小学校の通学区域を設定し、これに伴って平田中学校の通学区域を変更するものでございます。

別添の地図「ひなた小学校及び平田中学校の位置及び通学区域」をご覧ください。

現在の浮野小学校、平田小学校の通学区域をあわせたもの、地図の太枠内を、新たにひなた小学校の通学区域と設定し、これに伴いまして、平田中学校の通学区域をひなた小学校の通学区域に改めるものでございます。

ひなた小学校は、現在の浮野小学校校舎を利用して、令和9年4月に開校する予定でございますので、本件の施行日は令和9年4月1日とさせていただきます。

なお、現在の平田小学校の校舎を3年間かけて建て替え、令和12年4月に、現在の浮野小学校の場所から平田小学校の場所へ移転する予定としております。

以上、第2号議案につきまして、ご説明させていただきました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(杉浦教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。

(小西委員)

少子化が進んでいるので統合というのは仕方ないと思っているんですけども、今回統合だけじゃなくて建て替えるということなんですけれども、これはやっぱり老朽化もしていて、二つの学校を建て替えるのは資金的に難しいので、現平田小学校を建て替えて、リニューアルしてここに統合するという理解で正しいのでしょうか。

(長谷川総務部子どもいきいき学校づくり担当課長)

学校の校舎の建替えにつきまして、名古屋市教育委員会では、リフレッシュプランというのを作って、基本的には80年建物を使うというところで、単独の場合は80年で建替えということにしてございます。ただ、児童急増期に建てられた校舎が多数あるということで、今後、10年20年先になるんですけども、建替えの校舎が急増してくるというところもありまして、統合にあたっては、80年を待たずに、60年、この平田小学校だと60年経過しておる建物なんですけれども、そういったところも建替えの方が認められているところでございます。建替えに当たっては、統合を機にコンパスプランに沿ったような教育活動をしやすいような校舎ということで、機能向上も含めて整備していきたいと考えております。

(小西委員)

60年というのはけっこう、それでも長いですね。はい、ありがとうございます。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

他にご意見もないようですので、議案第2号「名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について」につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)

それでは、日程第3、議案第3号「令和9年度使用教科用図書採択基本方針について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(畑生義務教育課長)

それでは、第3号議案、令和9年度使用教科用図書採択基本方針についてご説明させていただきます。

はじめに、1の令和9年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針につきましては、(1)といたしまして、「いわゆる教科書無償措置法等の規定に基づいて実施する」ということとさせていただきます。

教科用図書採択に関わる法令等については、次の資料1にお示しをしております。無償措置法第10条と第13条第1項によりまして、本市の教科書採択は、愛知県教育委員会の指導、助言を踏まえて採択することとなっております。

また、無償措置法14条と同施行令第15条第1項におきましては、採択する期間が4年とさせていただきます。令和5年度には小学校、令和6年度には中学校の採択替えを行いまして、それぞれ令和6年度、令和7年度より使用しておりますので、令和9年度については、令和8年度と同一のものを採択するということになってございます。

資料2といたしまして、「愛知県令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をお示ししております。こちらは、愛知県の教科用図書選定審議会にて採択をするものですが、今年度はまだ採択基準の方が示されておらず、今回お示ししている資料については、昨年度示された令和8年度の採択基準でございます。内容といたしましては、今法令についてご説明させていただきましたような、基本的な方針として、教科用図書無償措置法等の規定に基づいて実施をすることということですか、県の指導・助言・援助に関する事項を尊重すること、採択にあたって準拠すべき事項として、これは昨年のものでございますので、令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること等の記載がございまして、今年度の採択基準につきましても、こちらと同様の内容のものが出されるといったことを想定しているところでございます。

議案の方にお戻りいただきまして、1の(2)(3)の部分でございます。議案の(2)といたしましては、綿密な調査研究に基づいて適切なものを採択すること、(3)につきましては、公正を確保し、適切に行われるよう配慮することといったことを掲げさせていただきます。

先ほど申しましたように、小学校中学校の教科書につきましては、令和8年度と同一のものを採択をするということを、法令に基づいて、想定しておりますが、特別支援学校ですとか特別支援学級につきましては、毎年各校各学年において、校内で調査研究を行い、児童生徒の実態に合わせた教科用図書を採択するといったこととしておりますので、こういったことを念頭に記載しているものでございます。

より詳細については特別支援教育課長より補足をさせていただきます。

(濱田特別支援教育課長)

特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書採択についてご説明申し上げます。

まず特別支援学校の小中学部についてでございますけれども、資料1の中段にございますが、小中学校同様、令和9年度につきましては令和8年度と同一のいわゆる星本を採択することとなります。

次に特別支援学校高等部についてでございますが、高等部普通科及び産業科におきましては、高等学校同様、法令上の定めはありませんが、毎年、各校各学科におきまして、教科用図書学校調査会を設置しまして、適切な教科用図書を採択することとしております。

最後に特別支援学級についてでございます。特別支援学級におきましても、各小中学校におきまして、教科用図書学校調査会を設置し、校内で研究を行います。資料1の下段にありますように、学校教育法附則第9条に基づく教科用図書を使用する場合、これは、特別支援学級で星本を使用、あるいは通常の学級の検定教科書、下学年用の教科書を使用する場合でございますけれども、児童生徒一人一人の特性に応じて採択するという方針で考えているところでございます。

(長谷川高等学校教育課長)

続きまして高等学校関係についてご説明させていただきます。

2の令和9年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針につきまして、高等学校につきましては、法令上での定めはございませんが、学校によって、高等学校の場合は、課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。従いまして、それらの特性や実態に応じた適切な教科用図書を採択するために、2にお示しさせていただきました採択基本方針を考えているところでございます。

(杉浦教育長)

説明が終わりましたのでご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。

(小西委員)

高校の教科書について、純粹にちょっと疑問というか、教えていただきたいんですけど、今回いわゆる教育無償化ということが進むんですけど、教科書の採択に何らかの影響というのは起こりそう。もともと、別に教科書が無償

になるわけではないんですけれども、何らかの影響というのはあるものなんだろうかと、ないものなんだろうかと。

(長谷川高等学校教育課長)

今回、私学の授業料無償化ということが決まったわけでございますけれども、教科書につきましては、先ほども申し上げましたとおり、各学校における生徒の実態をよく見ながら、それに合わせた教科書を採択していくこととなりますので、その点につきましては、影響はないというふうに考えております。

(南田委員)

教科書についてちょっとだけ調べまして、その時に教科書センターと言って、教科書を市民の人にも供用して、開かれた教科書という大変ですけど、いろんな人に知ってもらうというのが大事だみたいなことを見たんですけど、名古屋市でもそういったこの展示会というのは、一時、新しい教科書の採択に向けて市民の意見を聞くということだと思んですけど、通年、常態的に図書館とかで見れたりするのは、名古屋市さんでもやられてるんでしょうか。

(畑生義務教育課長)

図書館の方で、教科書を展示するスペースを設けていただいたりというような形で実施をしてるというふうに認識しております。

(南田委員)

そうですね、やっぱりいろんな人に、この機会だけじゃなく、見てもらって、意見もらえるといいなと思いました。ありがとうございます。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(中谷委員)

今年度については、小学校、中学校とも、現行のもの継続ということで高校と特別支援については、実態に合わせてということで理解いたしました。指導要領自体が、まだ議論はありますけど現行の形で、教科書の方がそれに基づいて、作成、選定されているというふうに理解しています。で、一つは今南田委員からもあった教科書センターなんですけど、鶴舞中央図書館にあるということだと思んですけど、これ常設なのかどうかということで、ちょっと簡単なあれですけど。

それが一つと、もう一つはこの機会にというかあれですけど、特に高校などですと、かなり生徒の幅も、進路であるとか習熟度であるとかの幅というのは

ある程度あると思いますし、特に最近はその教科自体もいろいろ変わってきてるところもあると思うんですけど、増えたり統合されたりということが結構、次期指導要領を見据えてもあるかなというふうに思いますが、小中の教科書採択は非常に大きなプロジェクトとしてやっていくわけですけど、高校の方は、私が何度か経験させていただいたところだと非常にこう並列的に、こう見ていってということになるんですけど、その中でこう、教育委員会として、何て言うんでしょう、大所高所から確認するような機会というものはあるんだろうかというのをちょっと改めてお伺いしたいということですね。かなり内容であるとか、進路であるとかということが結構ドラスティックに変わっているこのご時世に、どういうふうに教科書の採択を通して、なんていうか、高等教育に関する、名古屋市教育委員会としてのあり方を考えるかというのが一番窓口になるのかなというふうに思いましたという、そういうことです。

(宮村鶴舞中央図書館副館長)

図書館に設置している教科書センターについて、概要でございますけども、鶴舞中央図書館を始めいくつかの分館で教科書センター開設をしまして、閲覧に供する時期がまいりますと、各館で市民の方にご覧いただいております。教科書センターは常設という格好になっております。鶴舞中央図書館においては、教科書センターとは別に、現在使われている教科書を2階の閲覧室で手に取ってご覧いただけるようになっておりますし、保存もしておりますので、市民の方で閲覧したいという方がいらっしゃればご覧いただけると、そういう状況でございます。

(中谷委員)

いつでも鶴舞中央図書館の方では、オープンに見れる形になっているということですね。

(宮村鶴舞中央図書館副館長)

そうですね、今展示しているのは直近の教科書だけですが、古い教科書の閲覧の希望があった方に書庫から出してご覧いただいて、ということをやっております。

(南田委員)

それは採択されたものじゃないものも全部見れるということですかね。

(宮村鶴舞中央図書館副館長)

教科書センターとしては、採択の時期に見本本というものを展示をしております。教科書センターとして、採択の時期に見本本というものを展示をしております。文科省の検定を通ったものを展示する、とい

うことになっています。先ほどご説明した鶴舞中央図書館の閲覧室にあるのは、現に名古屋市の小学校で採択されたものをご覧いただいているという状況になっております。

(南田委員)

わかりました。

(杉浦教育長)

過去に採択されたものも、見せてくださいと言えば見れるという形になってるということですかね。

(宮村鶴舞中央図書館副館長)

はい。

(杉浦教育長)

南田委員、よろしいでしょうか。

(南田委員)

保護者としてはやっぱりいろんな教科書、採択されたものじゃないものも見たいというのが、思うところはあったりして。展示期間はもう全部見れるけれども、常設のものは採択されたもののみという理解で合ってますよね。なので、もし可能だったら、そうじゃないものも、もちろん文科省の認可のものでいいとは思いますが、見て、もっとこういう方がいいという意見が、常に保護者とか子どももそうだと思うんですけど、取り入れられるようなことがあるといいんじゃないかなと思いました。意見です、以上です。

(杉浦教育長)

それから、もう一つご質問事項がありますよね。

(長谷川高等学校教育課長)

ただいま委員からお尋ねの高等学校の次期学習指導要領策定に向けた、教科書選定の動きということになりますけれども、次の議案でもご説明を申し上げる予定でしたが、高等学校の方では、毎年夏前ごろの時期に、教科研究会といたしまして、各学校から集まりましたそれぞれの教科の代表者、国語でしたら全学校の国語の教員たちが集まる会というものがございます、そこで、例年、それぞれの学校における教科書の選定に向けました情報共有とかというものを設けています。そういった場において、全国の動向であるとか、次期学習指導要領の方向性であるとか、そういった情報を、私ども教育委員会事務局

の方から適切に提供しながら、そうしたことも視野に入れながら、子どもたちにこれから身につけさせていかなければならない力であるとか、そういったことを勘案しながら、早め早めに、考えていきたいということを考えております。以上です。

(中谷委員)

次の議題と重なってしまうのかもしれませんが、教科研究会とかその、選定の段階の、例えば最終段階に教育委員会の方で、それについての意見とか協議会があるとか、そういう立て付けというものはないというか、並行して助言していくような、そんな形という理解でしょうか。

(長谷川高等学校教育課長)

今委員ご指摘のように、並行して、各学校が選定を進めていく段階で、それぞれの学校が適切なものを選定できるように、必要に応じた支援をしていくという考え方で進めております。

(中谷委員)

教科書の種類がものすごく多くなることと、その教科書のその個性というか、特徴も随分幅があるのかなあというふうに思いまして、中にはなんていうか、教科によっては、意見が分かれるようなものもあるのかなというふうに小中のときに特に思ったものですから、そういうことがないということで、そういう形でやっておられるとは思いますが。その辺りの確認というのは何らかでは必要なのかなというふうに考えたというあたりです。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

他にご意見もないようでございますので、議案第3号「令和9年度使用教科用図書採択基本方針について」につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉浦教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(杉浦教育長)

それでは、日程第4、協議題第1号「令和9年度使用教科用図書採択の流れについて」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(長谷川高等学校教育課長)

令和9年度使用教科用図書の採択の流れ、高等学校に関する資料が1枚ございますので、ご覧ください。

先ほど、ご覧いただきました採択基本方針に基づきまして、この資料にございます教科用図書の研究を行う教科研究会、それから、各学校で調査研究を行う教科用図書研究協議会、そして、鶴舞中央図書館における教科書展示会での市民の方からの意見、さらには、意見聴取会での説明や意見などを資料として、7月の教育委員会にて採択をしていただく、そんな予定にしております。

「教科用図書の調査研究」に関わることについて、少し詳しくご説明申し上げます。次の資料をご覧ください。①にありますように、「意見聴取会」は教育委員の方々からの求めがある場合に開催をし、学識経験者の方などをお招きして教科用図書についての説明や意見を伺う機会としております。なお、令和4年度から現行の学習指導要領が始まっておりますので、9年度使用は各教科、部分的な改訂の予定であることを申し添えます。続きまして②にございます「教科研究会」これは先ほど申し上げたことですが、この会には各学校の教科の代表者が集まって教科別に教科用図書の研究を行い、その結果を各学校で共有するとともに、教育委員会にも提出いたします。今年度は5月13日から6月5日の間に開催をする予定となっております。また各学校では、③のような「教科用図書研究協議会」を設置をいたしまして、教科用図書の調査・研究を行います。この協議会は、校長を長として全教員で構成しているものでございます。各学校の協議会におきましては、「教科研究会」から提供された情報などをもとに教科用図書の研究を行い、その最終的な結果、そして採択希望教科書が教育委員会の方に提出されることとなります。最後に④の教科書展示会につきましては、教科書センターである鶴舞中央図書館において、見本本を6月2日から6月26日まで公開をして、市民の皆様にも自由に閲覧いただくとともに、そこに投書箱を設けて意見を聴取し、教育委員会に資料として提示いたします。

①～④を基に、7月の教育委員会定例会にて採択をいただく予定でございます

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

(杉浦教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。

(小西委員)

小中の採択のやり方を私まだちょっときちっと勉強してないんですけど、高校は先生が結構、主体的にされるという理解をしました。

今回、国策でも教員の働き過ぎ、働き方改革というのは言われているんですけども、これらの研究会とか、その研究協議会というのは、業務時間内に行われているのかということと、負担感というのはそんなにかどうかということをお教えいただきたいです。

(長谷川高等学校教育課長)

今、委員からご指摘をいただきました件につきましてでございますが、教員にとっては、授業を行うというのは、仕事の最も重要なもの、一丁目一番地であるというふうに理解をしております。ですから、ここに書いてありますような教科研究会ですとか協議会というのは、すべて勤務時間内に開催をしているものでございます。教員は、自分たちが、毎日行っている授業の基となる教科書を選定するという場ですので、最も重要な、自分たちの任務であるというふうに認識をしているというふうに思っています。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

他にご意見もないようですので、協議題第1号「令和9年度使用教科用図書採択の流れについて」につきましては、いただいたご意見をもとに進めてまいります。

(杉浦教育長)

それでは、日程第5、報告第1号「工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分について」につきまして、事務局の報告をお願いします。

(土田博物館博物館の魅力向上担当課長)

本件は、議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項第2号の規定により、博物館リニューアル改修工事について、市長において工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分により、契約変更を締結したことから、地方自治法第180条第2項の規定によりまして、議会へ報告する必要があるため、教育委員会へ報告するものでございます。

博物館につきましては、開館から今年度で築49年を迎える施設でございます。令和5年10月から休館をいたしまして、リニューアル改修を行っております。

す。本件は、このリニューアル改修による一連の契約のうちの一部に当たるものでございます。

次に2ページ目をお願いいたします。市会への報告議案について掲げさせていただきます。ページの表中の1番目の事項、博物館改修工事の請負契約から3ページ目の、次のページでございますけども、博物館衛生設備工事の請負契約までの4件につきまして契約変更を行うにあたり、通常、議会の議決を要するところ、変更金額が規定の額を下回ることから、市長の専決処分により契約を変更いたしました。このため議会への報告を行うものでございます。

4ページ目をお願いいたします。内容の詳細につきましては、2の専決処分の内容に掲げさせていただきます。変更の理由といたしまして、近年の人件費の上昇により契約当初から公共工事設計労務単価等が上昇していることから、特例措置として、令和7年3月までの上昇分を契約金額に適切に反映をすること及び、工事着手後に判明いたしました、外壁改修などの設計変更を行ったことによるものでございます。専決年月日につきましては、「3 専決年月日」にありますように、改修工事始め3件は令和8年4月13日、衛生設備工事は令和8年4月14日というふうになってございます。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉浦教育長)

報告が終わりまりましたので、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

(小西委員)

これとは直接関係ないとは思いますが、リニューアル工事が終わって新しくなったら、入館料とかも上げたりするのでしょうか。なんかちょっと安いなあというふうに思っています。先ほど人件費というのは工事の人だけじゃなくて、働いている人の人件費というのはあると思うんですけど、そこはご検討されているのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

(土田博物館博物館の魅力向上担当課長)

使用料につきましてご質問いただきました。リニューアル改修工事後でございますけども、今までの展示室、展示内容ともに拡充、充実をしておりますので、こちらにつきましても、博物館の使用料、改定を予定しております。

これにつきましては今年の2月市会の方で、条例の方改定させていただいております。一応の既定路線というか、上げる方向で進めているところでございます。以上です。

(杉浦教育長)

その他いかがでしょうか。

(杉浦教育長)

他にご意見もないようですので、報告第1号「工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分について」の報告を終わらせていただきます。

(杉浦教育長)

以上で、本日本日予定の案件は、全て終了いたしました。

教育委員会定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時40分終了